



平成 23 年 6 月 19 日

藤沢市教育委員会 委員長 小澤一成 殿

横浜の教育を考える会 代表 湯澤 甲雄
横浜市南区大岡 3-41-10 電話 045-713-7222



<中学校公民教科書採択に関する請願（その3）>

(請願の趣旨)

東京書籍の中学校公民教科書は、憲法、教育基本法、学習指導要領、国際人権条約（社会権規約と自由権規約がある）等の諸法規に反する記述が多いので、不採択として下さいますよう、ここに請願いたします。

(請願の理由)

以下法的根拠等について、項目毎に理由を申し述べます。

1、34 ページ 2、人権の歴史 人権思想の成立

(1) 「人権とは、生まれながらに持っている人間としての権利」とあります。

しかしながら、国際人権条約第5条2項には、法律や習慣も基本的人権の一部とされていますので、礼儀、作法、道徳、文化、伝統等習俗、習慣等の後天的なものも含まれます。従って、教科書の記述は条約と異なり、国際理解に合っていません。

(2) 「(人権は) 国王などの権力者の支配と戦い、自由を勝ち取ってきました」とあります。しかしながら、憲法11条に規定する「基本的人権」と憲法12条「自由と権利」を総称する人権は、西欧の人権・思想史とは直接関係無く、昭和20年に発効したばかりの国連憲章の精神をGHQ（国連占領軍当局）を通じて採り入れたものであります。

20世紀において、西欧の植民地政策国家間に鋭い対立が生じて、それに植民地化を拒み独立を望む新興国であるわが日本も対立に加わって、2度にわたる世界大戦が発生しました。このような事態を省みて、再び大戦争が起きない世界の枠組みとして、国連憲章が創されました。それは世界の正義、自由、平和の基本とする概念を国民の基本的人権と定め、これを国家が尊重し、且大中小の国家が同等に尊重することにしたのであります。昭和32年、わが国は国連に加盟し、国連憲章の遵守を約束しています。

従って、教科書の人権は、国連憲章の人権と異なり、独創的に国際理解に合わない記述であり、国家の形成者として必要な資質を養うことになりません。

2、35 ページ 2、人権の歴史 「日本人の人権思想のめばえ」

現在の尺度で、明治憲法をさげすんでおり、学習指導要領の目標「自國を愛することを自覚させる」心を育むに反しています。独立国であるための必須条件とされている立憲（法治）政治が、西欧諸国以外で始めて制定されたものであるから、先人の偉業をたたえ、日本人の誇りを教えるべきであります。

3、37 ページ 「象徴」としての天皇

天皇が国民統合の象徴で現にある所以は、主権者たる国民が古より心の拠り所として天皇に親しみと敬意を抱いてきている証左であり、そのことが全く記されていま

せん。「お飾り」と言わんばかりの貶める記述しか成されていないのです。

この教科書は、173ページの結語に「地球市民の立場に立って、国境をこえて連帯し協力するグローバルな市民社会が、今正に求められているのです」と、別世界を求める教科書であります。

このように、「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的資質を養う」という教育基本法の「教育目標」に適う教科書ではありません。

4、38ページ 4、日本の平和主義 平和主義と憲法

憲法第9条は、国民の決意表明文でありまして、この条文があるからと言って平和主義とはいえません。他国との協調を軽視して、一国平和主義に偏った教科書は、国策を誤りかねませんので、採択すべきではありません。

わが国は、サンフランシスコ平和条約、日米安保条約、国際連合加入等によって、憲法9条の規定の欠陥を補い、他国と協調して安全保障を確保する政策の実施の結果が、今日の平和と繁栄を実現してきていることについて、生徒に自覚させるべきです。

5、38ページ 4、日本の平和主義 自衛隊と日米安全保障条約

自衛隊は、憲法第73条（内閣の事務）の下に任用された列記とした国家公務員であります。その任務は、他の国家公務員と同じく憲法11条に定める國が國民に永久に保障した基本的人権尊重義務に対し奉仕する義務を負っています。國民に保障した永久の義務を公務員として果たすためには、無限の努力が要請されています。

武力や戦力を持つとか交戦するかどうかは、最高司令官である総理大臣の判断に委ねられています。主権者たる國民が、自衛隊員の奉仕が必要であるから任用しているのであるから、國民のために奉仕活動を行っている自衛隊について、世界では通用しない一国平和主義の定規をあてはめて、自衛隊員の公務遂行の意欲を殺ぐ記述のある教科書は、憲法違反であり採択すべきではありません。

6、40ページ 1、基本的人権と個人の尊重 人権を保障すること

「個人の尊重」という単数の人を尊重する言葉を多用し、「差別を無くす」などの人権保障を、「國家はこれを推し進めなければなりません」としています。

しかしながら、「個人の間の差別を無くす」ということは、國民個人の「自由と権利」に属するものでありますので、憲法12条により「國民の不斷の努力によりこれを保持する」ことを、憲法が保障しています。つまり、憲法12条は、個人の自由と権利の保障を「國家が推し進めるべきものではない」と規定しており、教科書の記述は憲法12条に違反します。憲法14条の法の下の平等を推し進めるものです。國民は「自由と権利」が自由であることを謳歌し、それが自由主義の真髄であり、又、憲法前文「わが国全土にわたって自由のもたらす恵澤を確保」することになるのです。

なお、憲法13条「すべて國民は、個人として尊重される」は、先に規定されている憲法12条の「個人の権利は國民の不斷の努力により保持する義務に対する保障」について、國家は優先させるとしているので注意を要します。

因みに、GHQの作成した憲法13条関係条文の原語を見ると次の通りです。

All Japanese by virtue of their humanity shall be respected as individuals.
即ち、individualsと複数でありますので、「個人」と单数で訳すのは誤りです。

「すべて国民は、家族とその共同体の人々として尊重される」と理解を改めるべきであります。

なお、国際人権条約には、「家族（父、母、児童からなる）とその共同体の固有の尊厳及び同等で固い絆＝愛」即ち「基本的人権の尊重」という規定がありますが、「個人の尊重」あるいは「個人の権利の尊重」という規定はありません。

7、41ページ 1、基本的人権と個人の尊重 子どもの人権

「子ども（児童）の権利条約」とあるが、正しい表現「児童の権利条約」に正すべきです。児童の権利条約は、後進国がユネスコ等からの援助物資引き換えに署名を求められることによって、法律が整備されていないこれらの国々の法体系をつくり、児童を法の下に保護しようとするために創られたものであります。立憲政治百年に及ぶわが国の身丈に合わない条約であります。したがって、国際人権条約の下位条約

（Convention）は、普通は「自由と権利」についてのみ定められていますが、この児童の権利条約だけは、「自由と権利」と「基本的人権」の両方が書かれています。

そこで教科書は、国が尊重することを約束している基本的人権である児童の「アイデンティティの保全」は何故か記述していません。その一方において、国が関与してはならない国民の自由と権利である児童の「意見を表明する権利」「休息し遊ぶ権利」等について國の関与を求めていいます。

これは、前者は条約遵守義務違反であり、後者は憲法12条違反に該当します。

8、43ページ 2、平等権と共生社会 アイヌ民族への差別撤廃をめざして

日本人は、日本という国土の中にあった数知れない異民族と共生することによって、日本民族を形成してきました。アイヌ民族もその一つであります。アイヌの人の文化・伝統を含む基本的人権は、日本民族の基本的人権の一部となって、国が永久に尊重し、保障する対象としてきています。本来アイヌ人は白人種でありますが、今やどの人たちも日本人と変わらないほど同化して共生して、日本国民となっています。

教科書は、同化して共生し差別の無い状態にあるものに対して、判決を得ずに差別があると断定（憲法12条違反）して撤廃を求めるることは、国民分断意識を植え付けるものであって、国家の形成者を養うという教育基本法の教育目的違反に該当します。教科書は、40ページで「個人の尊重」を強調し、一方ではアイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、部落人という「集団の尊重」を強調し、一貫性に欠けています。

9、43ページ 2、平等権と共生社会 在日韓国・朝鮮人への差別撤廃

「この人たちの多くは、1910年の日本の韓国併合による植民地統治の時代に、日本への移住を余儀なくされた人たちや、意思に反して日本に連れてこられて働かされた人たちとその子孫です」とあります。

しかし、わが国は韓国を「併合」したのであって、「植民地統治」や「強制連行」した事実もありません。殖民のために日本が朝鮮半島の人々の土地を奪った事例のないことは、ソウル大学経済学部の李栄薰教授ら当の韓国人が指摘済みです。事実と異なる虚偽を公教育の教科書に掲載し、生徒に「自国侮辱の心」を育むような教科書は、学習指導要領にある国民主権を担う公民として必要な基礎的教養に該当せず、且、自国を愛する心を育む教育に反するものであります。

史実に拘わらず自国侮辱教育は、国民に永久に保障された、固有の尊厳に由来する

基本的人権の永久尊重に対する教育公務員の義務違反に該当します。
(平易な言葉に置き換えて説明します。史実であるからといって、あなたの先祖は泥棒でした、人殺しでしたという教育は、教育とは言えないのです。そのようなことを記述している教科書は教科書と言わないのです。歴史、伝説に則して、先祖や過去にこのような立派な人がいましたと教えるのが教育です。これは世界の常識です。神奈川県は、世界の常識をもって、憲法の下で教育行政を行うべきです。)

10. 48 ページ 3、自由権 自由に生きる

次の記述は虚偽であり、且明白に憲法 12 条に違反します。
「自由は、公共の福祉のために制限されますが、その制限は本当に必要なときにしか認められません。」
これに対し憲法規定は「常に公共の福祉の為にこれを利用する責任を負う」です。

11. 48 ページ 3、自由権 精神の自由

「国家が特定の意見を、この意見は良くないと、決めつけて発表を禁止したら、民主主義は成り立たなくなります」と、否定的に記述しています。
自由権、社会権も、憲法 12 条に属する個人の自由と権利ですから、これを不斷の努力で保持し、常に公共の福祉の為に使用しなければならない国民の義務という國の制限を設けています。このようにして自由民主主義の法秩序、社会秩序が保たれることを、生徒に確かに教育しなければなりません。
この教科書は、このように国が私権の行使に節度を設けて社会秩序を保つ仕組が、邪魔でならないとばかりに否定的に述べており、これであっては心身ともに健康な国民の育成に反します。全く公民教育に適しません。

12. 51 ページ 4、社会権 教育を受ける権利

教育を受ける権利だけで、授ける義務の記述がありません。
義務教育を受ける権利も授ける義務も、法の定めるところにより、教育権は保護者にあることが憲法により保障されています。(教師には、教育権はありません。念のため。) 保護者はこの被保障権に基づいて、教育公務員を奉仕者に任用して、法の定めるところにより、子弟に対する教育権を行使します。
従って教育公務員が、法の定めるところでない教育を行う場合は、国家も保護者もこれを禁止します。更に、憲法前文規定により、自由民主主義以外の社会主義、全体主義等一切排除し、憲法擁護の教育を行う義務があります。生徒は、このような教育を受ける権利があります。

13. 53 ページ 5、人権保障を確かなものに 人権と「公共の福祉」

教科書に「人権を不当に制限している法律は憲法違反です。しかし、法律による人権の制限が憲法違反ではないこともあります。これはどういうことでしょうか」とあります。
その原因を不明のままにして、「公共の福祉」による制限を問題にしています。つまりこの教科書は、法秩序を理解していないことと、物事の軽重が判断できずに、個人の権利の尊重ばかり唱えているのみの教科書であるからこうなるのです。

(個人の権利尊重に傾斜した政治は、国による尊重の措置がとられる都度、権利が増大する人が出る一方において、他方の人の権利の抑圧が生じます。それを繰り返すことによって、政治の中核に居る人は権力の集中を図れますので、行き着く先は自由が許されない全体主義国家あるいは、社会主義国家であります。

このような国家になることのないように次の装置が憲法に仕組まれています。

第1の装置は「国は国民の基本的人権（固有の尊厳）の永久の尊重を保障すること」

第2の装置は「国は国民の自由と権利（私人間の権利）の確保を保障すること」

第3の装置は「但し国は国民の自由と権利を国民の不断の努力で維持する義務と並んで、国民が常に公共の福祉の為に使用しなければならない義務を保障すること」（「公共の福祉」の中には、「国による国民の基本的人権に対する永久の保障」が入ると考えるのが自然な考え方です。）

往々にして、被差別者が差別者との間の私的権利の争いに関して、国民の不断の努力による司法府で解決をはかるのではなく、行政府、立法府がこれに関与することによって、上記第3の装置が破られて、国民の自由が消えていきます。

私は公民教育では、このような法秩序をキチンと学ばせるべきであると思います。)

14、56ページ 2、グローバル社会と人権 人権保障の国際的広がり

(1) 「とりわけ非民主的国家では人権が踏みにじられています」とあります。

しかしここで採り上げられた事例は、民主的国家のカナダとオーストラリアであって、非民主的国家であって世界最大の人権蹂躪国家である中国に関しては、黙して語らない態度はこの教科書が偏向していることを示す具体例であります。

(2) 「国際的な人権保障を実現するためには、国境を超えて連帯するNGOの活躍も注目されます」とあります。

わが国の場合は、ジュネーブに事務所を持つ同和関係のNGOの活躍がめざましく、昨年国連・児童権利委員会（ジュネーブ）からわが国政府に対し、次のような勧告を行わせています。「人権擁護法を作れ」「ODAや国連分担金を増やせ」「家族擁護から個人擁護に民法を変えよ」「日本の解釈のみを反映している歴史教科書を変えよ」等々の内政干渉です。日本のNGOが、わが国の主権侵害について外国機関を誘導する敵対的行動をとっている事実を知りながら、NGOの存在を生徒に知らしめる教科書は、自国を愛する心を育むという学習指導要領に反します。

15、173ページ 6、地球市民として

結語に「わたしたち一人ひとりが地球市民の立場に立って、国境をこえて連帯し協力するグローバルな市民社会が、今まさに求められているのです」とあります。

憲法以下教育行政諸法が育むよう求めていいるのは「国家及び社会の形成者としての国民の育成」であり、且「国民主権を担う公民」であります。主権者たる国民でない国籍不明の「地球市民」とか「グローバルな市民社会」の人々を育むために、わが国の義務教育制度があるのではありません。

「脱国家」志向の地球市民を育む教育は、公務員の憲法擁護義務違反に該当します。

本教科書は、地球市民の育成が今正に求められていると結語としているので、本教科書全体が憲法以下すべての教育行政法に違反する教科書であることを自認しているとでもない教科書なのであります。以上

追って、本請願は6月16日付同文にて、神奈川県教育委員会に受理されています。